

火薬類製造営業の許可

(法第3条)

火薬類の製造（変形又は修理を含む。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

ただし、火薬類の製造業者が、その製造した火薬類をその製造所で販売する場合は、火薬類販売営業の許可は不要です。

○欠格事由（法第6条）

次の各号のいずれかに該当する方は、火薬類販売営業の許可を受けることはできません。

- 1 火薬類取締法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなく終わった後、3年を経過していない者
- 3 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として、経済産業省令で定めるもの
- 4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがあるもの

○提出書類

- 1 火薬類製造営業許可申請書
- 2 事業計画書（下記について記載し、図面等を添付する）
 - （1）製造の目的
 - （2）製造する火薬類の種類及び説明
 - ①火薬類の組成

②火薬類の構造

③用途等

(3) 製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件との位置関係を含む）及び設備

① 危険工室等の一覧表（工室名称、作業区分（製造区分）、停滞量、定員等の記載）

② 保安距離一覧表（保安物件の種類と保安物件に一番近い設備の名称と距離）

(4) 付随設備の図面

(5) 工室の構造図

(6) 製造方法

①製造する火薬類の構造

②製造工程のフローチャート

③公室内の作業内容

④使用する工具、機器、原材料等

⑤原料の配合割合

⑥1日の最大製造数量

(7) 従業員名簿

(8) 所要火薬類又はその原料の調達方法

(9) 製品の貯蔵方法（火薬庫に関すること）

(10) 製造所の位置図（工室の配置図及びその保安感覚と保安距離を記載）

3 規則第4条第1項各号（定置式製造設備に係る技術上の基準）に掲げる事項の適合状況

4 規則第5条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況

- 5 危害予防計画書
- 6 保安教育計画案
- 7 定期自主検査計画案
- 8 火薬類製造保安責任者選任案
 - ①製造保安責任者、代理社及び製造副保安責任者となる予定の者の免状の写し
- 9 身分証明書（代表者のみ）（市町村役場が発行するもの）
- 10 履歴書（代表者のみ）
- 11 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び定款の写し（法人の場合）
- 12 住民票（個人の場合）
- 13 誓約書（法第6条に規定する欠格事由に該当しない旨）
 - ※申請者本人を含め、公益法人にあつては理事、合名会社にあつては社員、合資会社にあつては無限責任社員、有限会社及び株式会社にあつては役員を全て記載すること
- 14 手数料
 - 220、000円

- 提出部数 電子申請の場合は1部
窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

※保安教育計画の認可（法第29条第1項）

火薬類の販売事業者は、省令で定めるところにより、その従業者に対する保安計画を定め、認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

○提出書類

- 1 保安教育計画認可申請書
- 2 保安教育計画
- 3 (変更認可の場合) 変更の概要を記載した書面
- 4 手数料 不要

○提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部 (受付印が必要な場合は申請書を2部)

○申請にあたっての注意事項

- (1) 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。
- (2) 相続、遺贈、営業の譲渡に伴う許可申請の場合、不要となる書類もあります。
- (3) 建築確認や消防同意書等、他法令に係る手続に関しては、所管する省庁又は自治体等に十分確認を行ない、遺漏のないようにしてください。他法令に抵触していると事業を行えない可能性もあります。
- (4) 許可されるまで工事は着工できません。また、工事が完成次第、完成検査の申請を行ってください。
- (5) 使用を開始するまでの間に、危害予防規程の認可申請、保安教育計画の認可申請、製造保安責任者の選任届を行ってください。
- (6) 許可を受けた後、法第9条第1項の規定により、製造業者は、製造施設を、その構造、位置及び設備が、法第7条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければなりません。